

ご投資者の皆さまへ

2019年4月10日
ピクテ投信投資顧問株式会社**「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)」の
第169期(2019年4月)分配金に関するお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)」(以下、「当ファンド」といいます)は、4月10日に第169期(計算期間2019年3月12日～2019年4月10日)決算を迎え、分配金(1万口あたり、税引前)をこれまでの50円から40円に変更させていただきました。なお、同日の基準価額は3,132円でした。

今回の分配金に関しては、現在の基準価額の水準、分配対象額、利子・配当等収益、投資環境等を総合的に勘案し決定いたしました。次ページ以降では、分配金を引き下げた背景や足元の投資環境などについてご説明しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

第169期決算における基準価額と分配金

決算期	基準価額	分配金	設定来分配金累計
第169期 (2019年4月10日)	3,132円	40円	11,670円

※ 基準価額は信託報酬等控除後。また、換金時の費用、税金等は考慮しておりません。

※ 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。分配金は1万口あたり、税引き前です。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

特集ページ開設のお知らせ

新しい特集ページを4月11日に弊社HPへ開設いたします。QRコードもしくはHPへアクセスの上ご覧頂けます。

ピクテ



で検索

<https://www.pictet.co.jp/Individual/GeneralDetail/gloin/info>

運用状況、分配金、投資環境等に関するQ&A

Q1 ファンドの運用実績を教えてください。

当ファンドは、世界の高配当利回りの公益株への投資を通じて、設定来で+90.2%のパフォーマンスとなっています。

当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて、世界の高配当利回りの公益株に投資することで、安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行っています。2005年2月28日に運用を開始した当ファンドは、2019年4月10日現在、基準価額が3,132円となる一方、分配金(1万口あたり、税引前)を累計11,670円お支払いしてまいりました。また、基準価額(分配金再投資後)は19,019円となっており、当ファンドの設定来のパフォーマンスは+90.2%(年率+4.7%)となっています。

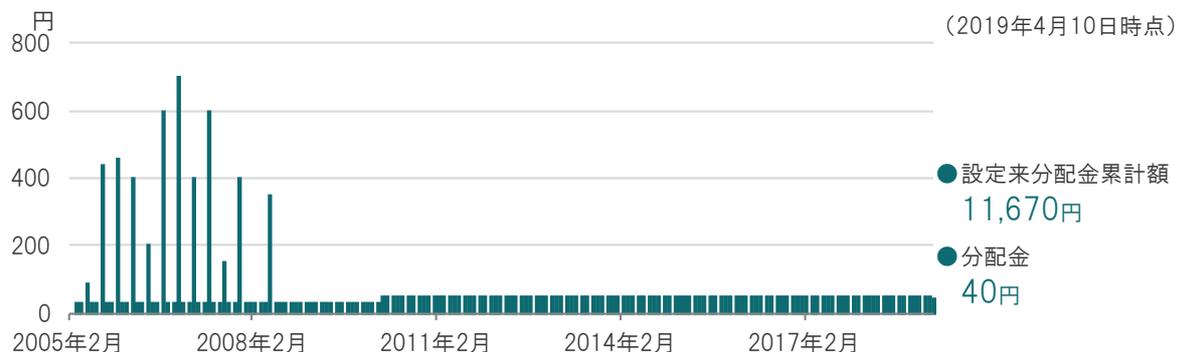
基準価額の推移

日次、期間：2005年2月28日(設定日)～2019年4月10日



分配金の推移

月次、期間：2005年2月～2019年4月



※ 基準価額は信託報酬等控除後。また、換金時の費用、税金等は考慮していません。
 ※ 基準価額(分配金再投資後)は購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。
 ※ 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。分配金は1万口あたり、税引き前です。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

運用状況、分配金、投資環境等に関するQ&A

Q2 引き下げられた分配金はどうなりますか？

分配金はファンドの純資産から支払われます。引き下げた分配金相当額はファンドに維持され、運用に振り向けられます。

分配金はファンドの純資産から支払われるため、分配金相当額だけ基準価額が下がります。そのため分配金引き下げにより、引き下げた分配金相当額はファンドに維持され、運用に振り向けられる金額が多くなります。

税引前分配金を再投資した評価額である①「基準価額(分配金再投資後)」と、税引前分配金の累計額と基準価額を足し合わせた②「参考評価額」の推移を比較した場合、①の方が運用に振り向けられる金額が多くなる分、下記グラフのように変動幅は大きくなります。

基準価額(分配金再投資後)と参考評価額の推移

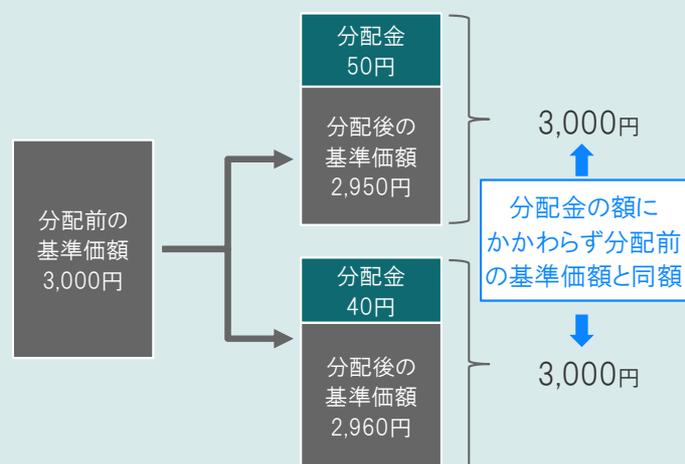
日次、期間:2005年2月28日(設定日)~2019年4月10日



- ※ 基準価額は信託報酬等控除後。また、換金時の費用、税金等は考慮しておりません。
- ※ 基準価額(分配金再投資後)は購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。
- ※ 参考評価額は基準価額ではありません。税引前分配金の累計額は信託報酬等を控除せず、利息収入もないと仮定して計算しております。
- ※ 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。分配金は1万口あたり、税引き前です。

分配金と基準価額の関係

分配金はファンドの純資産から支払われるため、「分配金と分配後の基準価額の合計」は、「分配前の基準価額」と同額になります。
 当ファンドの場合、分配金(1万口あたり、税引前)が50円の場合と比較すると、今回の分配金の引き下げにより、分配後の基準価額は差額の10円分高くなり今後運用に振り向けられる金額が多くなることとなります。



※ 上記はあくまでもイメージであり、実績とは異なります。分配金は税引前。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

運用状況、分配金、投資環境等に関するQ&A

Q3 なぜ、分配金を引き下げたのですか？

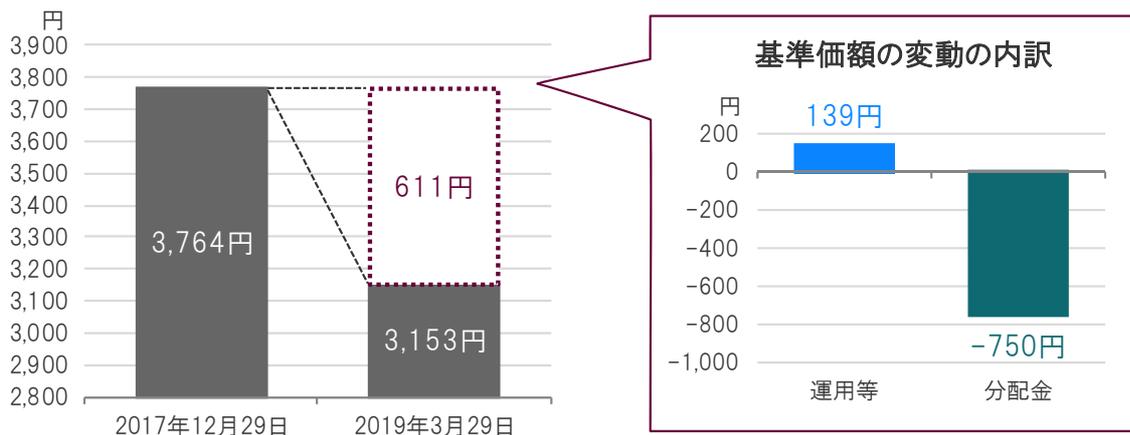
分配金を引き下げるにより引き下げた分をファンドに維持し、信託財産の中長期的な成長と安定した収益分配のバランスのとれた運用を目指すためです。

当ファンドの基準価額は、2017年12月末時点においては3,764円でしたが、2019年3月末時点では3,153円となっています。当ファンドの基準価額は、この間に611円下落していますが、お支払いした分配金(1万口あたり、税引前)は、合計750円となっています。

このような基準価額の動きや市況動向等を総合的に勘案し、分配金をこれまでの50円から40円に変更し引き下げた分をファンドに維持することで、中長期的な信託財産の成長と安定した収益分配のバランスのとれた運用を目指すことといたしました。

2017年12月末から2019年3月末までの基準価額の変動

期間:2017年12月29日～2019年3月29日



※ 基準価額は信託報酬等控除後。また、換金時の費用、税金等は考慮しておりません。

※ 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。分配金は1万口あたり、税引き前です。

Q4 分配金はファンドの運用成績に関係がありますか？

分配金の多い少ないでファンドの運用成績をはかることはできません。ファンドの運用成績はトータル・リターンで考えていただくことが重要です。

ファンドで得られた収益を分配金として支払うかファンドに維持して運用に振り向けるかは、各ファンドの分配方針によって異なります。また、分配金の多い少ないでファンドの運用成績の良し悪しを判断することはできません。

ファンドの運用成績を判断するには、基準価額の変動と支払われた分配金を加えた総合的な収益(トータル・リターン)をみる必要があります。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

運用状況、分配金、投資環境等に関するQ&A

Q5 分配金はいつ、だれが決定するのですか？

分配金は、決算日当日に委託会社であるピクテ投信投資顧問が収益分配方針に基づき決定します。

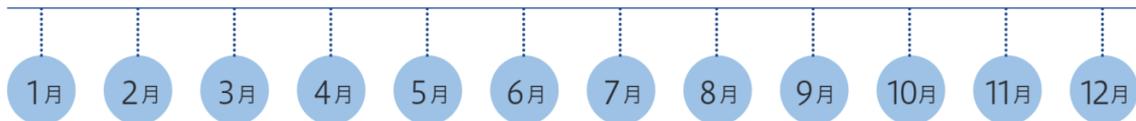
分配金額は、決算日当日にファンドの組入資産等の評価額が確定した後、委託会社であるピクテ投信投資顧問が以下の収益分配方針に基づき決定します。

当ファンドの収益分配方針

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
 - 毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金(決算日・毎月10日(休業日の場合は翌営業日))



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

Q6 分配対象額(分配原資)はどのような状況ですか？

第169期(2019年4月)決算における分配対象額(分配原資)は、1,146円(1万口あたり)です。

分配対象額(分配原資)は、交付運用報告書でもご確認いただけます。交付運用報告書は年2回作成し(作成基準:毎年2月と8月の決算日)、開示しています。

Q7 今後、分配金40円は継続しますか？

今後、基準価額の水準や市況動向等によっては変更の可能性もあります。

当ファンドの分配金は、基準価額の水準等を総合的に勘案して検討いたします。

そのため、今後も、基準価額の水準等によって見直しが必要であると判断される場合には、分配金を変更する場合があります。

運用状況、分配金、投資環境等に関するQ&A

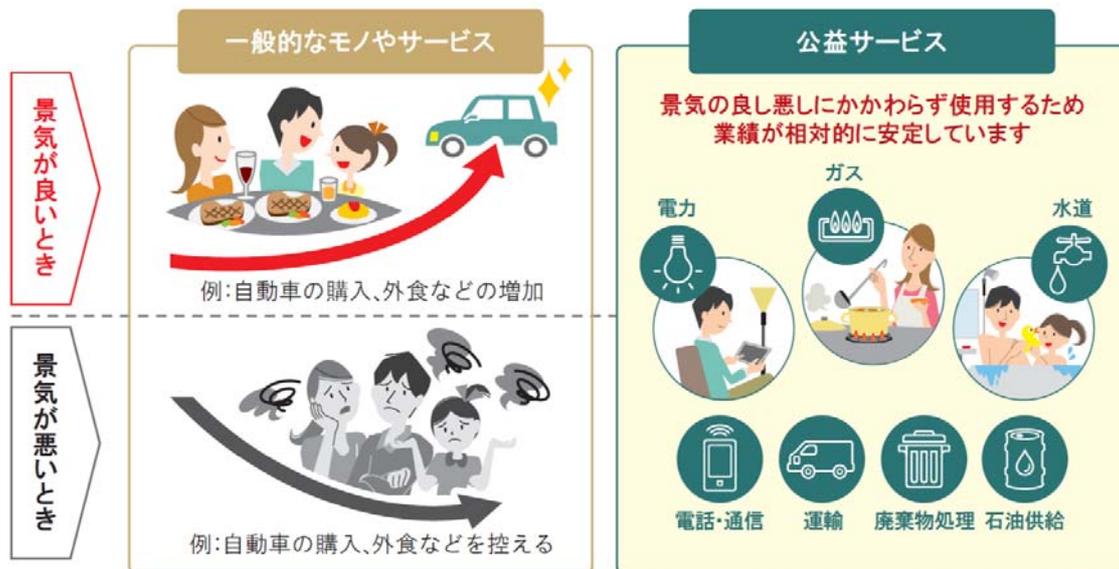
Q8 当ファンドの魅力を教えてください。

当ファンドの主な魅力は、以下の3点です。

- ①相対的に事業の安定性が高い公益企業の株式への投資
- ②公益サービスに対する需要拡大への期待
- ③相対的に高い配当利回り

①相対的に事業の安定性が高い公益企業の株式への投資

当ファンドの投資対象は、電力やガスなどの日々の生活に不可欠な公益サービスを提供する企業の株式です。電力やガスなどを手掛ける公益企業の業績は、景気の影響を受けやすい自動車や外食などの一般的なモノやサービスなどを手掛ける企業に比べて、相対的に安定する傾向があります。



※上記はあくまでも主な投資対象の概要であり、実際に投資する銘柄の選択は投資プロセスに沿って行われます。また、イメージ図であり、実際の状況とは異なる場合があります。

②公益サービスに対する需要拡大への期待

このような安定性が魅力の一つである公益企業ですが、一方では中長期的な成長機会にも恵まれています。長期的には世界的な人口増加や経済成長が続くことが予想されており、それに伴う電力などの利用量の増加が、公益サービスを手掛ける企業の業績に追い風となると考えられるからです。

③相対的に高い配当利回り

当ファンドは、業績の安定性と将来の成長機会が魅力の公益株式の中でも、相対的に配当利回りの高い銘柄に着目して投資を行います。配当収益を積み上げることにより、投資収益の底上げと、市場要因による短期的なマイナスの影響をカバーする効果が期待できます。

(組入銘柄の予想平均配当利回り: 4.0% (2019年2月末現在))

※予想平均配当利回りは、当ファンドの主要投資対象であるPGSF-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンドの状況です。

運用状況、分配金、投資環境等に関するQ&A

Q9 公益株式市場の見通しを教えてください。

安定的な配当収入と緩やかな株価の上昇が期待できる公益企業の株式は、長期的に収益獲得機会があると考えます。

2018年は、米国の金利上昇、各国の政局不安や貿易摩擦などを背景に景気の先行き不透明感が高まるなか、世界の株式市場はこれまで相場をけん引してきたFAANGをはじめとした成長株中心に下落し、株式だけでなく多くの資産が調整を余儀なくされました。しかし、こうした環境下、資産株の代表格である公益株はディフェンシブ性(景気に左右されにくい特性)や利回り面での魅力が注目され、相対的に底堅く推移し、プラスのリターンを確保しました。

歴史を振り返ると、市場では公益株式が株式全体をアウトパフォームする「資産株の時代」と、公益株式が株式全体をアンダーパフォームする「成長株の時代」を、およそ10年単位で交互に繰り返してきたことがわかります。過去の長期実績データの長くとれる米国株式でみると、産業のイノベーションが起こり普及が一段落しブームが終焉すると、公益株などの資産株の見通しの安定性や利回りの魅力などが注目され資産株がアウトパフォーム、再びイノベーションが起こると成長株ブームが再来し、再び成長株がアウトパフォームする、といったサイクルを繰り返しています。

1962年以降の「ニフティ・フィフティ」相場、1990年以降のIT相場でも同様のトレンドが見られました。

現在、世界公益株式、米国公益株式はともに2018年2月を直近のボトムとして、株式市場全体のパフォーマンスを上回って上昇しています。予断は許しませんが約9年ぶりの転換の兆しともみられます。

※ 当頁の図表の注釈、出所等は9頁をご参照ください。

世界公益株式の世界株式相対パフォーマンス

世界公益株式の世界株式相対パフォーマンス

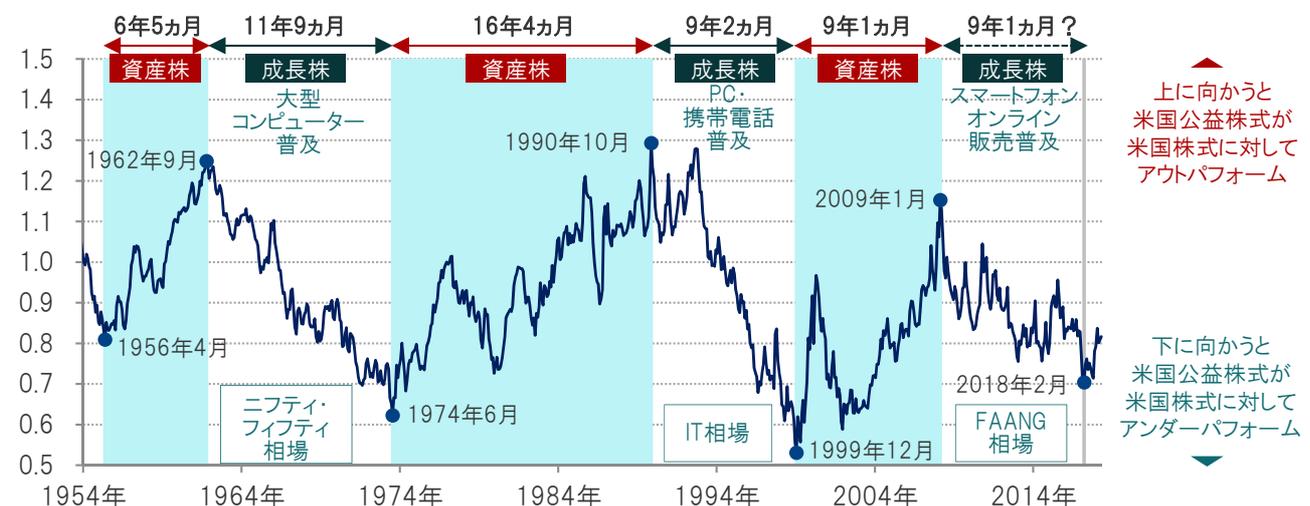
月次、期間:1994年12月末~2019年3月末

1994年12月=1として指数化



米国公益株式の米国株式相対パフォーマンス

月次、期間:1954年12月末~2019年3月末、1954年12月=1として指数化



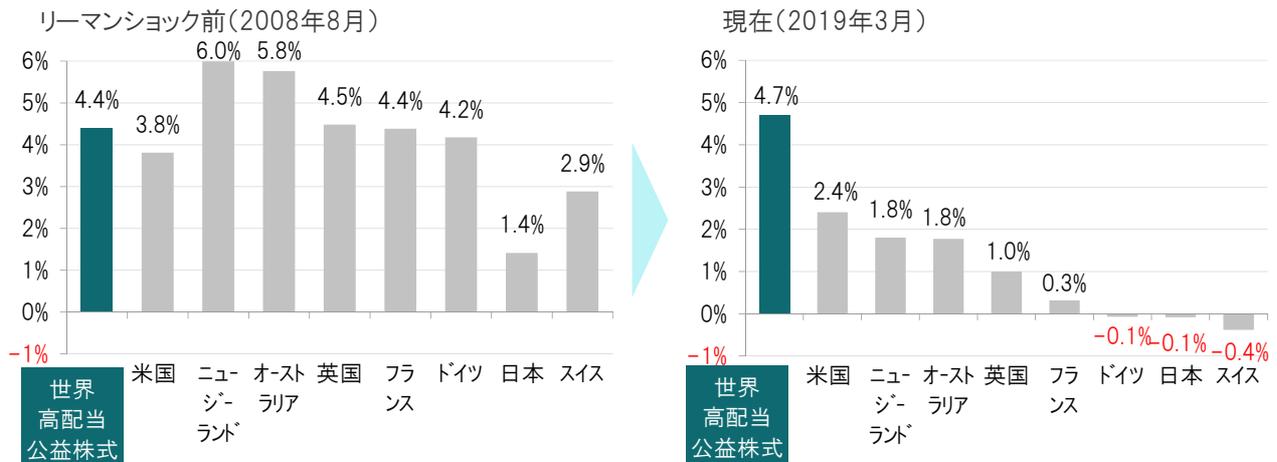
上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。米国公益(世界公益)株式が米国(世界)株式をアウトパフォームしても両方が下落した場合には、米国公益(世界公益)株式のリターンはマイナスとなります。

今後の公益株式のプラス要因

①安全資産の利回りの魅力減退が高利回りの公益株式にプラスに

これまでの成長をけん引してきたFAANGをはじめとした成長企業の業績の伸びが鈍化し、市場の不透明感が高まるなかでは、安定した利回りを求めて、安全資産へのシフトが加速すると考えられます。リーマンショック前と比べると、安全資産とされる先進国の国債利回りは低水準となっています。一方リーマンショック前より配当利回りが高い水準にある世界高配当公益株式の相対的な魅力は高まっており、選好されると考えられます。

世界高配当公益株式配当利回りと主要国の10年国債利回り

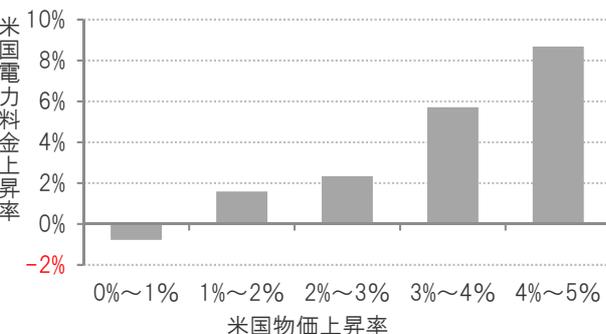


※世界高配当公益株式:MSCI世界高配当公益株価指数 ※債券の利回りは最終利回り(税引前)
 ※株式は配当、債券は利率(クーポン)等を基に算出しており、商品性は異なります。
 出所:トムソン・ロイター・データストリーム、ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

②物価上昇がプラスに

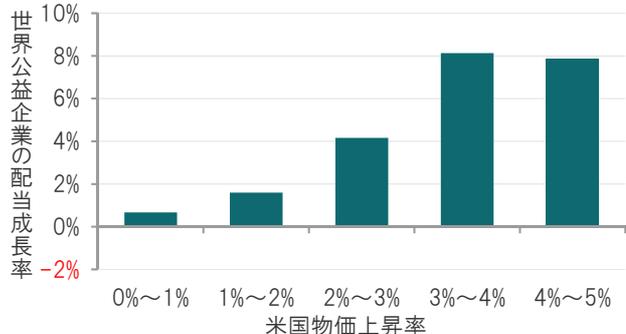
電力企業をはじめとして公益企業にとっては、物価上昇は電力料金などの値上げを通じて将来的な増益・増配要因となり、プラスに働きます。米中貿易摩擦を背景とした追加関税率の引き上げや堅調な労働市場を背景とした賃金上昇により、物価上昇圧力が強まると予想されます。物価上昇圧力の高まりは公益株式にとって追い風となるものと期待されます。

米国物価上昇率の水準別 米国電力料金の上昇率(半年遅行)



※月次、前年同月比、各平均値 ※米国物価:米国消費者物価指数(CPI)、季節調整前 ※期間表示はCPIの期間基準
 ※米国電力料金:米国CPI電力料金 ※世界公益企業:MSCI世界公益株価指数構成銘柄 ※物価上昇率0%より小さいおよび5%以上のデータは標本数が少ないため非表示 出所:MSCI、ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

米国物価上昇率の水準別 世界公益企業の配当成長率(1年半遅行)



記載の「世界高配当公益株式」はMSCI世界高配当公益株価指数であり、ファンドの運用実績ではありません。ピクテ・グローバル・インカム株式ファンドの主要投資対象であるPGSF-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンドの予想配当利回りは4.0%(2019年2月末現在)です。また、データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

運用状況、分配金、投資環境等に関するQ&A

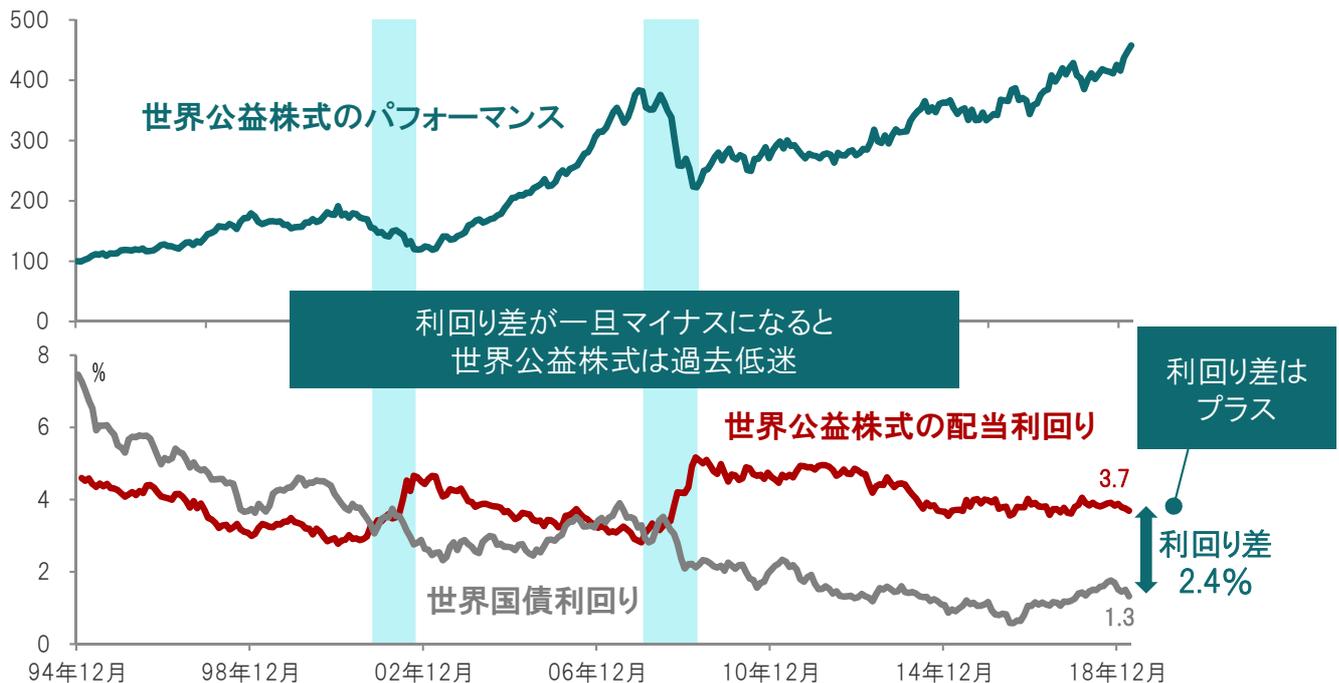
注目の指標：利回り差～現在は魅力的な水準

世界的に世界国債はじめ主要債券資産の利回りが過去よりも低い水準となるなか、世界公益株式の配当利回りは相対的に高い水準となっています。

世界公益株式の配当利回り与世界国債利回りの利回り差異は、過去、世界公益株式の下落が始まった時期と比べて大きい水準となっており、世界公益株式の投資魅力があると考えられます。

世界公益株式のパフォーマンスと同配当利回り与世界国債利回り

月次、期間：1994年12月末～2019年3月末（世界公益株式の配当利回りは1995年1月～2019年3月末）
 パフォーマンス：1994年12月末＝100として指数化、ドルベース



※世界公益株式：MSCI世界公益株価指数（ドルベース、配当込み、ネット）、世界国債：FTSE世界国債指数 ※配当利回りはMSCI
 ※利回りは小数点以下第2位で四捨五入しています。
 出所：MSCI、トムソン・ロイター・データストリームのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

記載の「世界公益株式」はMSCI世界公益株価指数であり、ファンドの運用実績ではありません。したがって実際のファンドでかかる信託報酬等は考慮されていません。ピクテ・グローバル・インカム株式ファンドの主要投資対象であるPGSF-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンドの予想配当利回りは4.0%(2019年2月末現在)です。また、データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。

【7頁上図の注釈、出所等】

※世界株式：MSCI世界株価指数、世界公益株式：MSCI世界公益株価指数、配当込み、ネット、ドルベース、
 ※シャドウ部分：景気後退局面（全米経済研究所（NBER）の米国の景気後退局面を抜粋）
 出所：トムソン・ロイター・データストリームのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

【7頁下図の注釈、出所等】

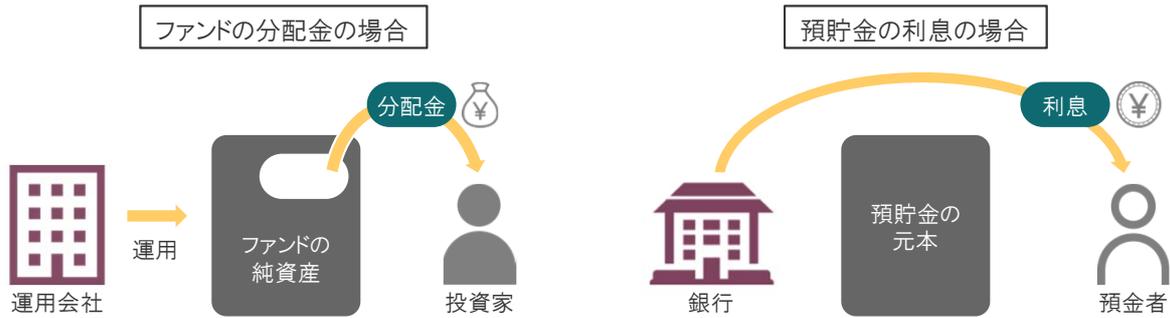
※資産株・成長株の各期間：資産株（1956年4月末～1962年9月末、1974年6月末～1990年10月末、1999年12月末～2009年1月末）、成長株（1962年9月末～1974年6月末、1990年10月末～1999年12月末、2009年1月末～2018年2月末?）
 ※FAANG：フェイスブック（IT）、アマゾン（一般消費財サービス）、アップル（IT）、ネットフリックス（IT）、アルファベット（グーグル）（IT）、
 セクター表示は2018年11月末現在のGICS分類に基づく、12月から分類変更
 ※ニフティ・フィフティ：1960年代の成長企業を代表する当時のハイテクや新サービスの企業群
 ※米国公益株式：S&P 500 Utilities Total Return Index 55、米国株式：S&P 500 Total Return Index、ドルベース
 出所：グローバル・ファイナンシャル・データのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

運用状況、分配金、投資環境等に関するQ&A

<ご参考> 分配金と利息の違い

分配金は預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。そのため、支払われた分配金の分だけ基準価額が下がります。

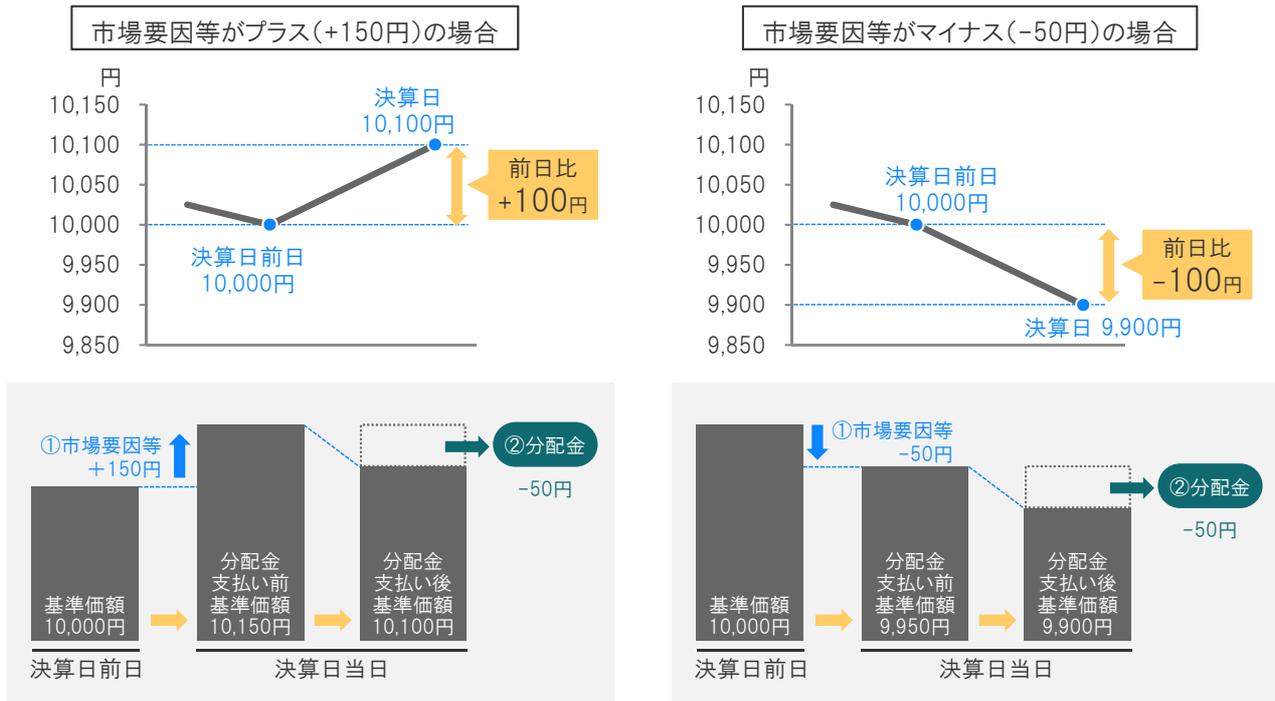
ファンドの分配金と預貯金の利息の違い(イメージ)



<ご参考> 分配金や市場要因等の基準価額への影響

分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。決算日前後の基準価額の変動要因には大きく分けて、①市場要因等(プラスもしくはマイナス)と②分配金(マイナス)があります。

分配金50円が支払われた場合の決算日前後の基準価額の動き(イメージ)



※ 上記はあくまでもイメージであり、実績とは異なります。
 ※ 市場要因等には信託報酬等のファンドの費用を含んでいます。
 ※ 分配金は1万口あたり、税引き前です。

運用状況、分配金、投資環境等に関するQ&A

＜ご参考＞投資開始時点別の基準価額の変動要因

2005年2月28日(設定日)から2019年3月末までの運用状況は、株式が収益にプラスに寄与し、基準価額の変動額と分配金累計額の合計(下表①+②)は+4,783円となっています。

一方、分配金累計額(下表②)は11,630円となっており、分配金の支払いが基準価額の主な押し下げ要因となっています。

投資開始時点	投資開始時点 の基準価額	基準価額の変動額 (①)	分配金 累計額 (②)	①+②	①+②の変動要因		
					株式	為替	信託報酬等
					投資開始時点から2019年3月末まで		
2005年2月末	10,000円	-6,847円	11,630円	4,783円	6,547円	-702円	-1,061円
2005年12月末	10,895円	-7,742円	10,460円	2,718円	5,002円	-1,326円	-959円
2006年12月末	12,238円	-9,085円	8,320円	-765円	2,248円	-2,186円	-827円
2007年12月末	12,171円	-9,018円	6,530円	-2,488円	568円	-2,369円	-687円
2008年12月末	6,063円	-2,910円	5,850円	2,940円	3,470円	49円	-580円
2009年12月末	6,661円	-3,508円	5,490円	1,982円	2,729円	-237円	-509円
2010年12月末	5,522円	-2,369円	4,950円	2,581円	2,367円	656円	-441円
2011年12月末	4,524円	-1,371円	4,350円	2,979円	2,383円	977円	-381円
2012年12月末	4,438円	-1,285円	3,750円	2,465円	2,209円	586円	-330円
2013年12月末	5,332円	-2,179円	3,150円	971円	1,485円	-243円	-271円
2014年12月末	5,844円	-2,691円	2,550円	-141円	660円	-593円	-207円
2015年12月末	4,684円	-1,531円	1,950円	419円	912円	-347円	-145円
2016年12月末	4,036円	-883円	1,350円	467円	656円	-94円	-95円
2017年12月末	3,764円	-611円	750円	139円	322円	-134円	-48円
2018年12月末	2,932円	221円	150円	371円	376円	5円	-9円
2019年3月末	3,153円	-	-	-	-	-	-

※ 基準価額は信託報酬等控除後。また、換金時の費用、税金等は考慮しておりません。

※ 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。分配金は1万口あたり、税引き前です。

※ 組入ファンドの価格変動要因を基に委託会社が作成し参考情報として記載しているものです。組入ファンドの管理報酬等は株式に含まれます。各項目(概算値)ごとに円未満は四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

株式投資リスク (価格変動リスク、 信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 ●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

- 主に世界の高配当利回りの公益株に投資します
- 特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します
- 毎月決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います

- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- －分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- －収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。

- －留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

- ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド・グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド(当資料において「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド」という場合があります)
- ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット EUR(当資料において「ショートターム MMF EUR」という場合があります)

※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。

当資料で使用したMSCI指数は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

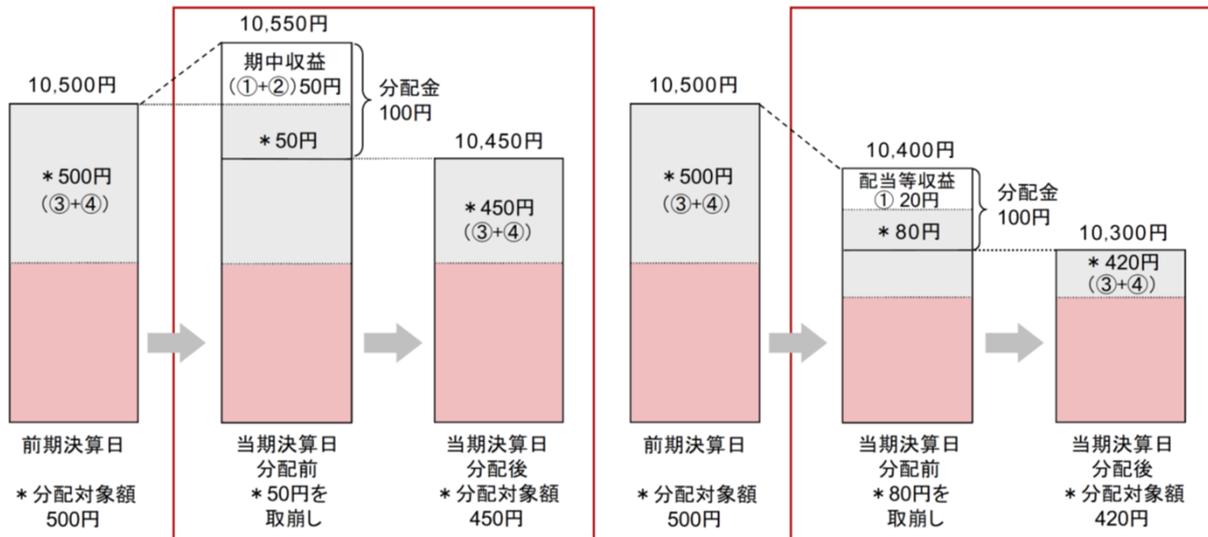


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合

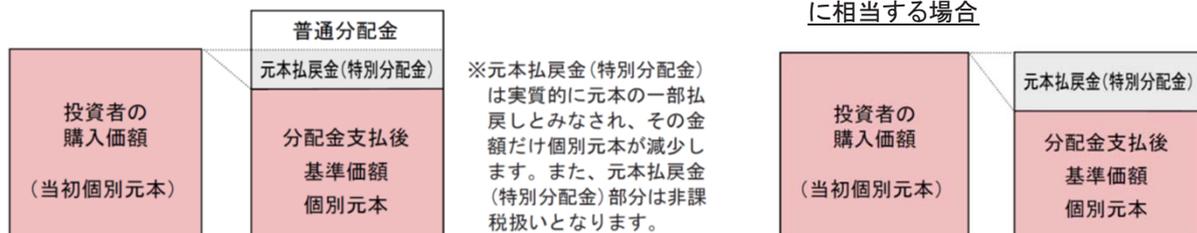


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金： 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金： 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金) 額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

手続・手数料等

[お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、購入・換金のお申込みはできません。 ※2018年12月3日以降、以下のとおり変更いたします。 ルクセンブルクの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2005年2月28日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.78%(税抜3.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年1.188%(税抜1.1%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 [運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]		
	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.35%	年率0.7%	年率0.05%
投資対象とする投資信託証券	グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド ショートタームMMF EUR クラスI投資証券 クラスP投資証券、クラスPdy投資証券		純資産総額の年率0.6% 純資産総額の年率0.3%(上限) 純資産総額の年率0.45%(上限)
	(上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)		
実質的な負担	最大年率1.788%(税抜1.7%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)		
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.054%(税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。		

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社 ピクテ投信投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号
 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】
<https://www.pictet.co.jp>



受託会社 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)
 <再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社>

販売会社 下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○	○		
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○			
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBC日興証券株式会社(ダイレクトコース専用)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第43号	○			
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○			
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○			
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○			
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第1号	○			
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局(登金)第1号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○			



販売会社一覧(つづき)

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第2号	○			
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	○			
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	